

健総発第0215001号
平成20年2月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について

保健所における健康危機管理体制の確保については、従来から「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。）及び「「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の送付について」（平成13年3月30日健総発第17号。以下「総務課長通知」という。）により、その対応を求めてきたところである。

今般、輸入食品に起因する有機リン系薬物中毒の事案が発生したことに鑑み、保健所において健康危機事例に的確に対応するため、貴職におかれましては、基本指針及び総務課長通知について十分留意の上、休日及び夜間における対応について再点検していただくとともに、法令に基づく届出への対応のみならず、休日及び夜間において宿日直、守衛等での対応、留守番電話によるメッセージ又は自動転送などにより、一般住民等からの健康危機情報の把握なども可能となるよう、適切な健康危機管理体制の確保に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

(参考)

1. 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)(抄)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所

2 保健所の運営

(5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努める必要があること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

2. 「「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の送付について」(平成13年3月30日健総発第17号 厚生労働省健康局総務課長通知)(抄)

○ 地域健康危機管理ガイドライン (抜粋)

II. 各論

1. 平常時の備え

(4) 非常時に備えた体制整備

⑤健康危機情報を迅速に把握できる体制の確保

a. 24時間、365日の対応体制

健康危機における健康被害の発生を最小限に抑えるためには、迅速に健康危機情報を把握し、その対策を講じることが必要である。そのためには、通常の業務時間以外の時間帯にも、随時連絡を取ることができるような体制づくりをすることが必要である。例えば、保健所において、通常の業務時間外の対応者(当番制でも可)を決め、保健所への時間外の電話に対する自動音声メッセージ、自動転送、庁舎の守衛への登録等の手段を用いて、その対応者と連絡が必ず取れるようにする必要がある。

さらに、いかなる場合でも、保健所長(不在の場合はこれに代わる者)にその情報を迅速に伝達することが可能であるようにする必要がある。